



6北筑保第1059号
令和6年5月24日

小郡三井医師会長 殿

福岡県北筑後保健福祉環境事務所長
(健康増進課健康増進係)

北筑後難病対策地域協議会委員の推薦について (依頼)

日頃から地域保健行政の推進につきましては、格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当保健福祉環境事務所では、難病患者に対する医療等の法律(難病法)第32条に基づき、地域における難病患者への支援体制の整備を行うことを目的に平成28年度から「北筑後難病対策地域協議会」を設置しています。

つきましては、貴会から協議会委員1名の推薦をお願いします。

業務御多用中とは存じますが、別添「推薦書」「承諾書」に必要事項を記入の上、当所宛御返送いただきますようお願いします。

なお、委員の任期は令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間で、年1回程度協議会を開催する予定です。

記

1 添付書類

- (1) 北筑後難病対策地域協議会設置要綱
- (2) 推薦書・承諾書

2 提出期限 令和6年6月21日(金)

福岡県北筑後保健福祉環境事務所
健康増進係 担当: 船越・西山・原野
〒838-0068
朝倉市甘木2014-1
TEL 0946-22-3964
FAX 0946-24-9260

北筑後難病対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 「難病の患者に対する医療等に関する法律」第32条に基づき、北筑後難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 医療・福祉・行政等の関係機関等が相互に難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備を推進することにより、療養生活の質を向上させることを目的とする。

(任務)

第3条 協議会は次の事項を審議する。
(1) 難病患者の在宅療養支援体制及び連携体制に関すること
(2) 地域における保健・医療・福祉の充実連携に関すること
(3) 療養生活の質の向上を目指した福祉施策の推進に関すること
(4) その他、前条の目的を達成するために必要な難病対策に関すること

(委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる者の中から構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が主宰し、北筑後保健福祉環境事務所長が召集する。
2 協議会は、必要に応じて、委員以外の関係者から意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、北筑後保健福祉環境事務所健康増進課健康増進係において所掌する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行する。

〈別表〉

地域の医療機関
専門の医療機関
歯科医師
薬剤師
訪問看護ステーション
難病医療コーディネーター
介護保険事業者の代表
福祉関係
就労関係
教育関係
患者・家族の代表
住民の代表
市町村

推 薦 書

北筑後保健福祉環境事務所長 殿

令和 年 月 日

団 体 名

代表者名

印

下記の者を北筑後難病対策地域協議会委員に推薦します。

氏 名 _____

役職名 _____

承 諾 書

北筑後保健福祉環境事務所長 殿

北筑後難病対策地域協議会委員に就任することを承諾します。

令和 年 月 日

所 属 _____

住 所 _____

役職名 _____

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

連絡先（電話番号） _____